

議第二百二十七号

岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例について

岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例

岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「（以下「法令等」という。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第六条第三号中「法人（」を「法人その他の団体（」に改め、「」その他の団体（」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第六条第六号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

第六条第七号を削る。

第十四条第二項第一号中「、同条第三号ただし書又は同条第七号ただし書」を「又は同条第三

号ただし書」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に定める不開示情報と岐阜県情報公開条例に定める非公開情報との整合を図る等のため、この条例を定めようとする。